

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 1 日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 平 尾 良 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 24 日から 令和 8 年 10 月 1 日まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 7 日 午前 10 時 00 分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 10 月 28 日 午後 1 時 00 分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



513

物 件 目 録

1 所 在 姫路市北平野四丁目
 地 番 530番
 地 目 宅地
 地 積 82.64平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 姫路市北平野四丁目530番地
 家屋 番号 530番
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 58.33平方メートル
 2階 52.17平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造鋼板葺平家建
 床 面 積 約19平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
 床 面 積 約23平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建



物 件 目 録

床 面 積 約30平方メートル

共有者 A 持分2分の1

3 所 在 姫路市北平野四丁目

地 番 531番

地 目 宅地

地 積 135.53平方メートル

共有者 A 持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 8年 5月27日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 平 尾 良 子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者らのうちAが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 3】

隣地との境界が不明確である。

【物件番号1～3】

本件建物及び土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



JIS

物 件 目 録

1 所 在 姫路市北平野四丁目
 地 番 530番
 地 目 宅地
 地 積 82.64平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 姫路市北平野四丁目530番地
 家屋 番号 530番
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 58.33平方メートル
 2階 52.17平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造鋼板葺平家建
 床 面 積 約19平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
 床 面 積 約23平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 車庫
 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建



11

物 件 目 録

床 面 積 約30平方メートル

共有者 A 持分2分の1

3 所 在 姫路市北平野四丁目

地 番 531番

地 目 宅地

地 積 135.53平方メートル

共有者 A 持分2分の1



令和8年(ヌ)第16号

令和8年 4月27日受理

令和8年 **5月27**日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 平野 匡

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 姫路市北平野四丁目
地 番 530 番
地 目 宅地
地 積 82.64 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 姫路市北平野四丁目 530 番地
家屋 番号 530 番
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 58.33 平方メートル
2 階 52.17 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

3 所 在 姫路市北平野四丁目
地 番 531 番
地 目 宅地
地 積 135.53 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

U

その他の事項

- 1 本件物件の形状、構造等および占有関係については、現況調査の結果および現況調査報告書編綴の写真により、2枚目のとおり認めた。
- 2 本件建物（物件2）について
本件建物の床、柱、内壁、天井、バルコニー、屋根および外壁等において、経年劣化および使用態様等による傷みおよび汚れ等が認められた。特に著しいものを下記に列举する。
 - (1) 本件建物内の殆どの建具が外されており存在しない。
 - (2) 玄関の上がり框および廊下の床が著しく傷んでいる（写真②）。
 - (3) 2階洋室の収納奥の壁が筋交いを残して取り除かれている（写真⑨、⑪）。
 - (4) 2階洋室の収納の床に雨漏りの痕跡が認められる（写真⑫赤丸部分）。
 - (5) 2階洋室の天井の隙間の補修跡が更に広がり悪化している（写真⑬赤丸部分）。
 - (6) 何れの和室の畳にも劣化が見られ、根太の傷み等により沈み込む箇所が認められる。
- 3 本件土地について
 - (1) 現況調査による本件土地の形状は、公図（6枚目）および建物図面（7枚目）とも異なっており、何れの境界も判然としない。
 - (2) 本件土地のうち物件3の上に3棟の未登記附属建物が認められたところ、附属建物符号1は附属建物符号3の屋上に建てられた軽量鉄骨造の居宅であり、附属建物符号2は鉄筋コンクリート造の物置、附属建物符号3は鉄筋コンクリート造の車庫である（写真⑮～⑰）。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者 A	1 本件物件には私が住んでいます。 2 本件物件で事件や事故はありません。 3 本件建物は将来的に解体するつもりでしたので、本件建物内の殆どの建具を廃棄しました。 4 2階洋室の収納奥の壁が取り除かれ、隣の和室との隔たりがありません(写真⑨、⑪)。かつて住んでいた親族が取り除いたのですが、理由は分かりません。 5 前項の押入の上部辺りから雨漏りがあるのか、押入の床に雨漏り痕のような汚れがあります(写真⑫赤丸部分)。 6 ガス給湯器が故障しているため給湯することができません。風呂は電熱線を利用した機械を浴槽に沈めて沸かしています(写真⑦)。 7 ガスは使用していないので、プロパンガス業者にボンベの撤去をお願いしましたが、契約の関係で撤去して頂くことができませんでした。 8 未登記附属建物の3棟(写真⑮～⑰)は、何れも母屋が建てられてから数年後に建てられたものだと記憶しています。 9 附属建物符号1(写真⑮)は仕事場として、附属建物符号2および3(写真⑯)はそれぞれ物置および車庫として私の親族が建てたものです。附属建物符号1は簡素な造りなので外壁、内壁および天井等はかなり傷んでいます。 10 本件土地の東側は神社の参道ですが、境界の位置は分かりません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年5月 1日(金) 14:40-14:50	物件所在地	■物件確認 ■占有調査 ■立入通知書および照会書(110円)手交 ■外観写真撮影
令和8年5月 7日(木) 13:05-13:10	神戸地方法務局姫路支局	■登記事項証明書および公図等取得
令和8年5月14日(木) 14:45-15:35	物件所在地	■立入調査 ■評価人同行 ■写真撮影 ■債務者Aより聴取

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。

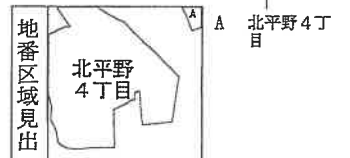
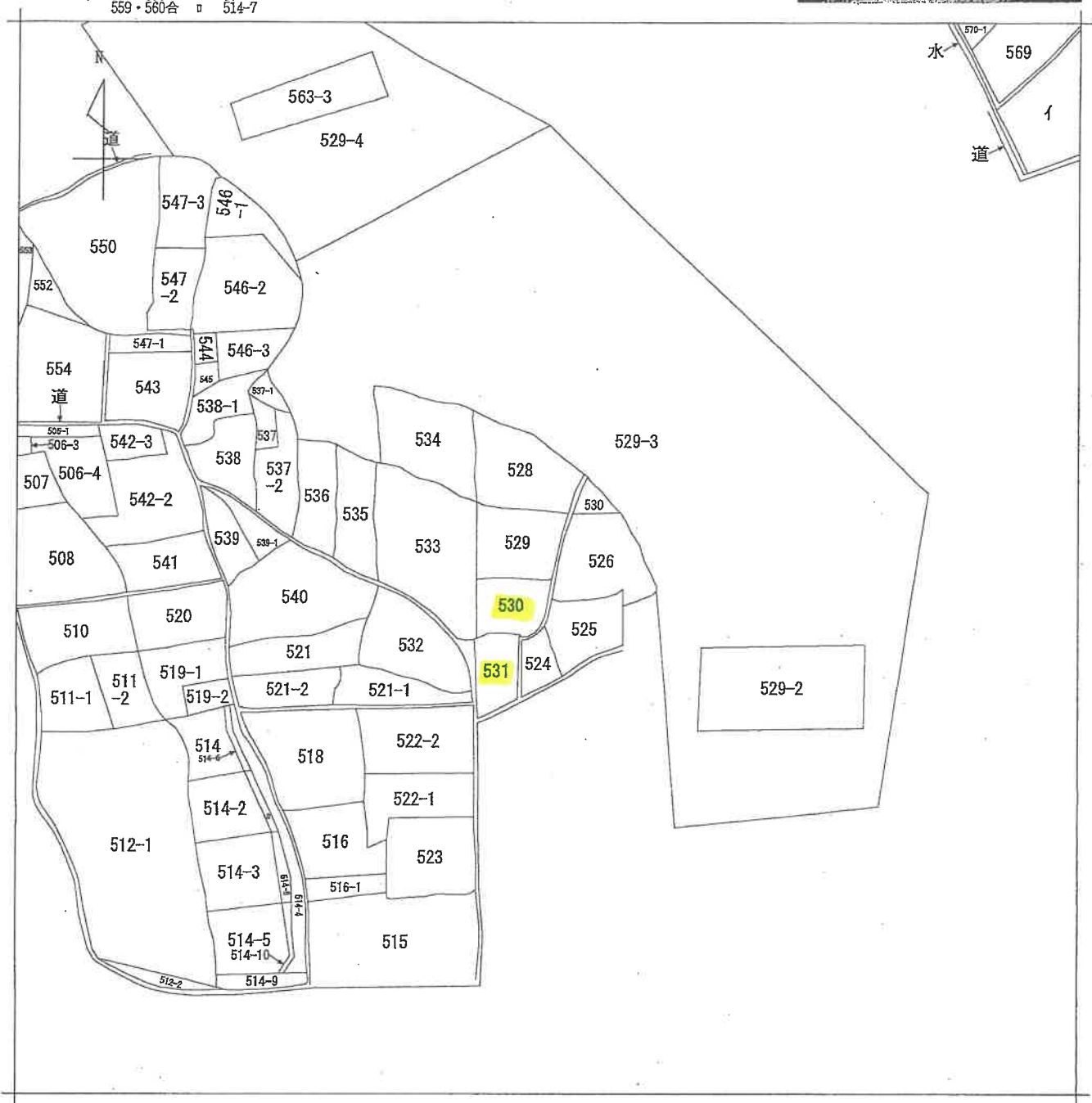
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである

イ 557・558・
559・560合 □ 514-7



請求 部	所在	姫路市北平野四丁目				地番	530番			
出力 縮尺	縮尺不明	精度 区分	座標系 又は 番号 記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)				補事 記項		

H. 4. 2. 10

本図面は A3 版を A4 版
に縮小したものである

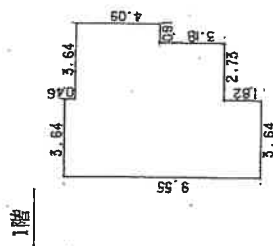
959601

530

姫路市北平野四丁目530番地

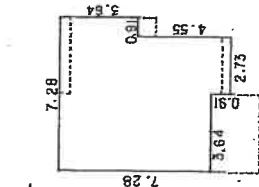
各階平面図

求積



$3.64 \times 0.46 =$	1.6744
$7.28 \times 4.09 =$	29.7752
$6.37 \times 3.18 =$	20.2566
$3.64 \times 1.82 =$	6.6248
合計	58.3310

2階


$$\begin{array}{r} 7.28 \times 3.64 = 26.4992 \\ 6.37 \times 3.64 = 23.1868 \\ 2.73 \times 0.91 = 2.4843 \\ \hline \text{合 計} \quad 52.1703 \end{array}$$

床面積	階
58.33 m ²	1階
52.17 m ²	2階

著
製
作

《弘文堂印刷納》

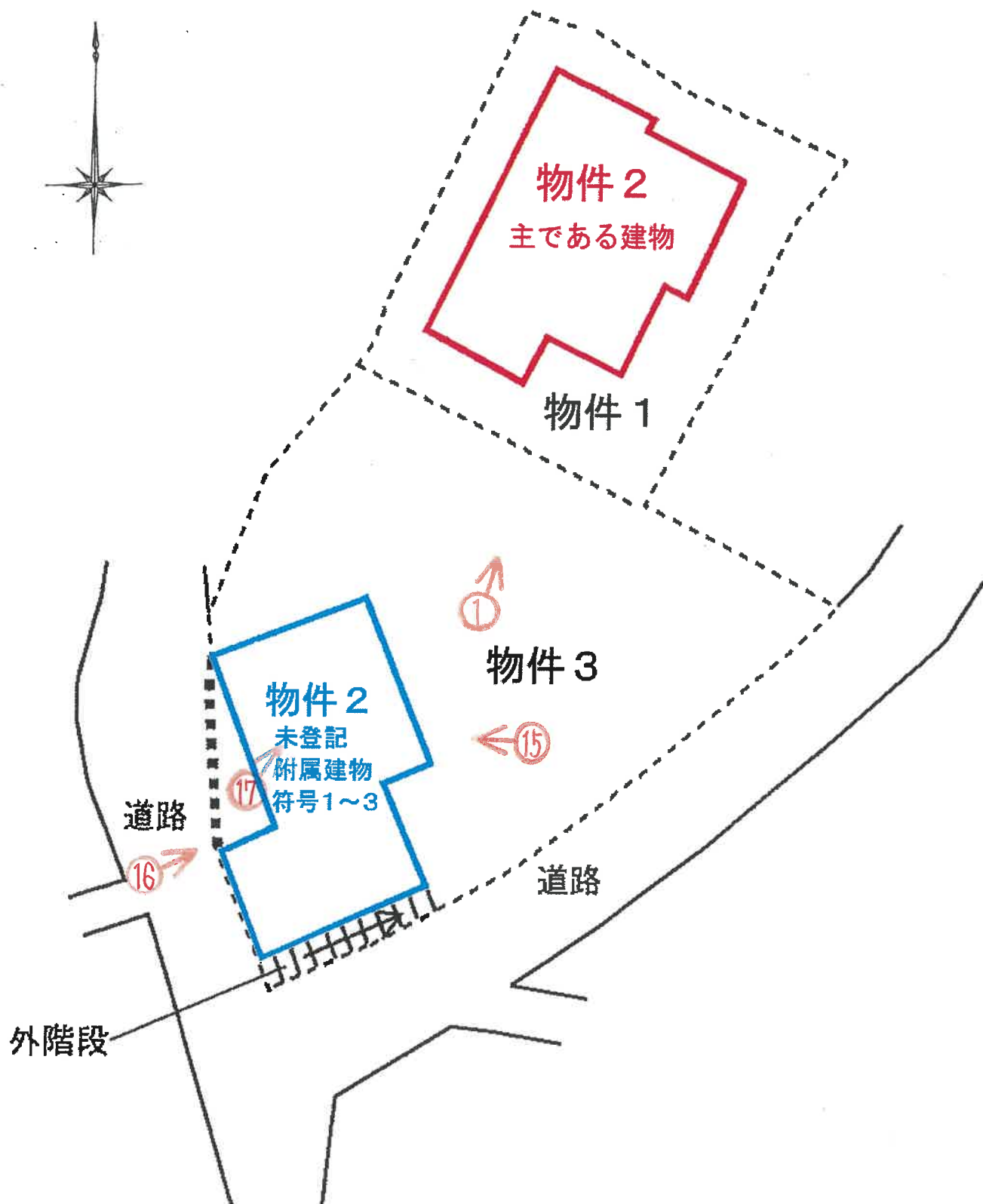
縮尺 $1/250$

人請毋

縮尺 $1/500$

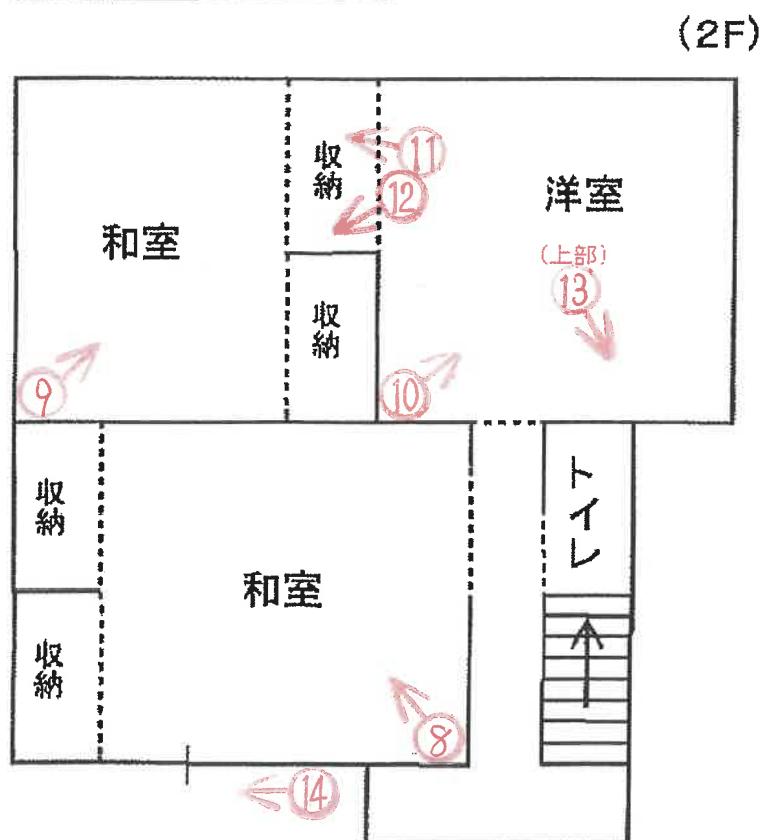
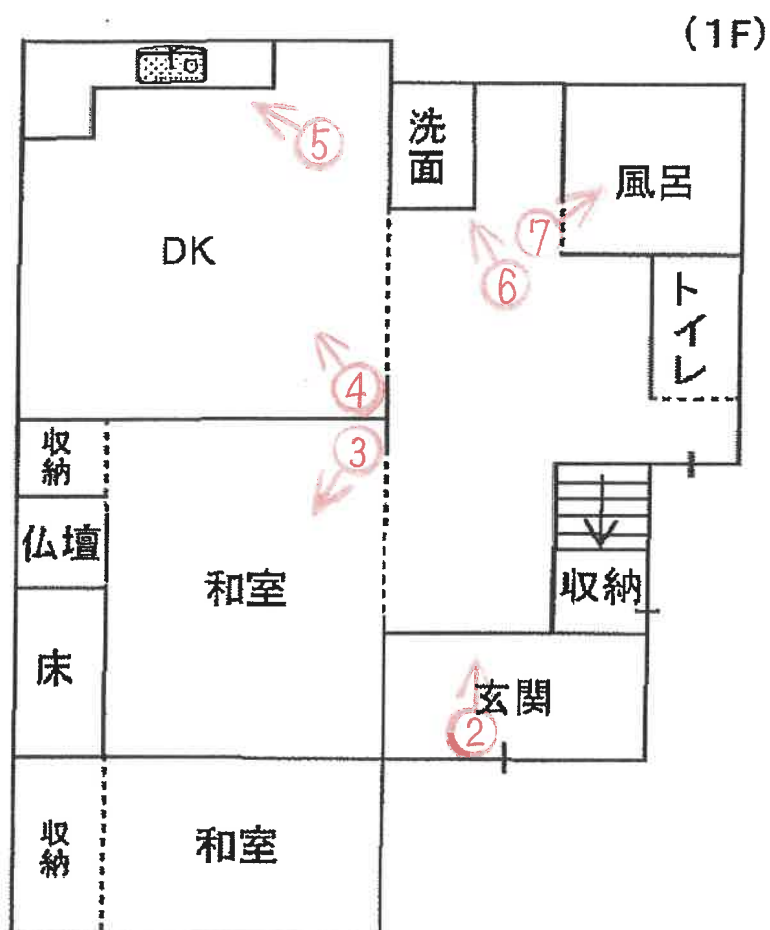
土地建物位置関係図

(◀○は写真番号および撮影位置・撮影方向)



建物間取図（主である建物）

（←○は写真番号および撮影位置・撮影方向）

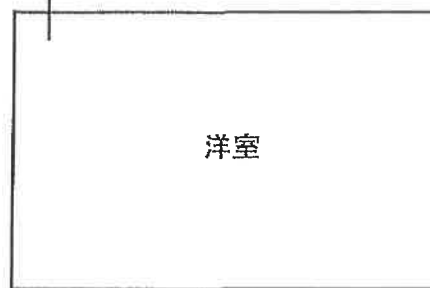


建物間取図（未登記附属建物）

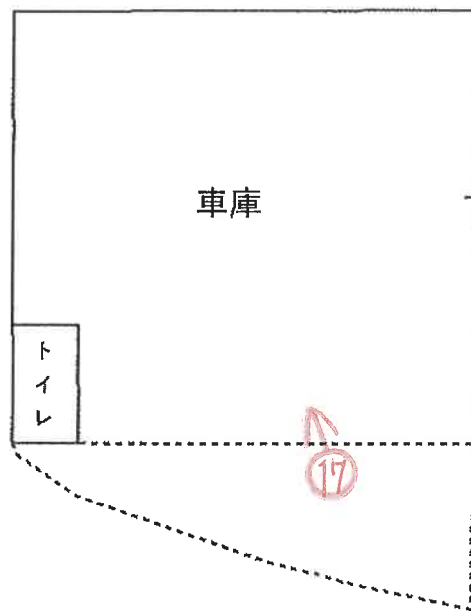
（◀○は写真番号および撮影位置・撮影方向）



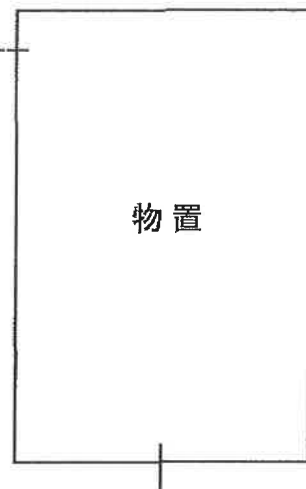
未登記附属建物 符号 1



未登記附属建物 符号 3



未登記附属建物 符号 2





①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



15



16



17

令和 8 年 (又) 第 16 号
令和 8 年 5 月 14 日 現 地 調 査
令和 8 年 5 月 26 日 評 価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

一 色 か つ み

第1 評価額

一括価格	
金2,110,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金600,000円
物件3(土地)	金990,000円
物件2(建物)	金520,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、3の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1・3	所在地 地目 地積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
特記事項			
○物件1・3は一体画地を構成している。そのうち、対象はAの持分1／2のみである。土地の現況形状（コンクリート擁壁に囲まれている部分）は、公図、建物図面、建築計画概要書とやや相違がある。土地数量は概ね公簿と同等。なお、法務局備付けの地積測量図は無く、現地にて境界標識等は確認できず、敷地の境界・範囲等の確定は専門家の調査によらなければ判然としない。 ○第5項特記事項記載の未登記附属建物3棟がある。			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1、3)

位 置 ・ 交 通	J R 線 野里駅の北西方 約1.9 k m (道路距離) (附属資料位置図参照)	
付 近 の 状 況	狭隘な道路が錯綜する既成住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60 % 200 % 防火指定なし 高度地区第2種
画 地 条 件	規模 218.17 m ² の 不整形地	
接面道路の状況	南西側 約2m道路 (建築基準法第42条2項)	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1、3は一体画地を構成し、物件2の敷地となっている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり (※特記事項参照) (注)供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	・ 姫路市下水道施設平面図によると周囲に下水道配管は無いが、共有者Aによると下水道を利用し、使用料を支払っているとのことである。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物 (附属建物は「第5項 特記事項」に記載)
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 (登記記載) 平成4年1月31日 新築 経過年数 34 年程度 経済的残存耐用年数 一 年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : スレート葺 外 壁 : 吹付等 内 壁 : クロス、セシイ等 天 井 : クロス、合板等 床 : フローリング・タタミ等 設 備 : 特にない そ の 他 : 特にない
床面積 (現況)	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途 : 居宅 間取り : 附属資料建物間取図のとおり
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・主要建物は、殆どの建具が取り外され、2階は一部壁がなくなっている箇所もある。また風呂の故障、内壁の汚れ、2階に雨漏りがある。未登記附属建物①の外壁は浮いている箇所が確認できる。

第5 特記事項

【未登記附属建物の概要】

(未登記附属建物①)

種類：居宅

構造：軽量鉄骨造（プレハブ） 鋼板葺 平家建

床面積：約 19 m²

建築時期：不明（主要建物建築から数年後との陳述がある）

仕様：屋根…鋼板、外壁…プレハブ等、内壁…パネル等、天井…ボード等、
床…フローリング等

品等：劣る

保守管理の状態：劣る

※未登記附属建物①は経済的耐用年数をほぼ満了している。

(未登記附属建物②の概要)

種類：物置

構造：鉄筋コンクリート 陸屋根 平家建

床面積：約 23 m²

建築時期：不明（主要建物建築から数年後との陳述がある）

仕様：屋根…陸屋根、外壁…コンクリート等、内壁…コンクリート等、
天井…ボード等、床…長尺シート等

品等：劣る

保守管理の状態：やや劣る

※未登記附属建物②は経済的耐用年数をほぼ満了している。

(未登記附属建物③の概要)

種類：車庫

構造：鉄筋コンクリート 陸屋根 平家建

床面積：約 30 m²

建築時期：不明（主要建物建築から数年後との陳述がある）

仕様：屋根…陸屋根、外壁…コンクリート等、内壁…コンクリート等、
天井…コンクリート等、床…コンクリート等

品等：やや劣る

保守管理の状態：やや劣る

※未登記附属建物③は経済的耐用年数をほぼ満了している。

第6 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・3）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	39,300	0.82	82.64	0.90	2,400,000
3	39,300	0.82	135.53	0.90	3,930,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（姫路－59）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)

$45,300 \times 99/100 \times 100/102 \times 100/112 \approx 39,300$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正：方位等（1.02）

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/107 \times 100/103 \times 100/105 \times 100/97 \approx 100/112$

イ 個別格差：形状、敷地内高低差、方位等（0.82）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2 主要	150,000	110.50	0.05	830,000
未登記附属1	100,000	約 19.00	0.05	100,000
未登記附属2	110,000	約 23.00	0.05	130,000
未登記附属3	100,000	約 30.00	0.05	150,000
				計 1,210,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(5%)程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番 号	建 付 地 価 格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	2,400,000	0.10	敷地占有利益	240,000
3	3,930,000	0.10	敷地占有利益	390,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ ×持分
1	2,400,000	-240,000		0.80	0.70	×1/2 600,000
3	3,930,000	-390,000		0.80	0.70	×1/2 990,000
2	1,210,000	+630,000	1.00	0.80	0.70	×1/2 520,000
一 括 価 格 (合 計)						2,110,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 共有持分のみの建物及びその敷地であり、市場性の減退等を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第7 参考価格資料

1 地価公示価格等 (姫路－59)

所 在 : 姫路市大寿台1丁目510番119
「大寿台1-10-6」

価 格 : 45,300円/㎡

位 置 : JR線「姫路」駅より道路距離5.9km

価 格 時 点 : 令和8年1月1日

地 積 : 195㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 南東側幅員5m市道に接面

用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率50%, 容積率100%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 2,553,576円

物件2 : 4,187,877円

物件3 : 1,695,031円

第8 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 物件配置略図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

以 上

物 件 目 録

1 所 在 姫路市北平野四丁目
地 番 5 3 0 番
地 目 宅地
地 積 8 2 . 6 4 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 姫路市北平野四丁目 5 3 0 番地
家屋 番号 5 3 0 番
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 5 8 . 3 3 平方メートル
2 階 5 2 . 1 7 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1

3 所 在 姫路市北平野四丁目
地 番 5 3 1 番
地 目 宅地
地 積 1 3 5 . 5 3 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1

位置図



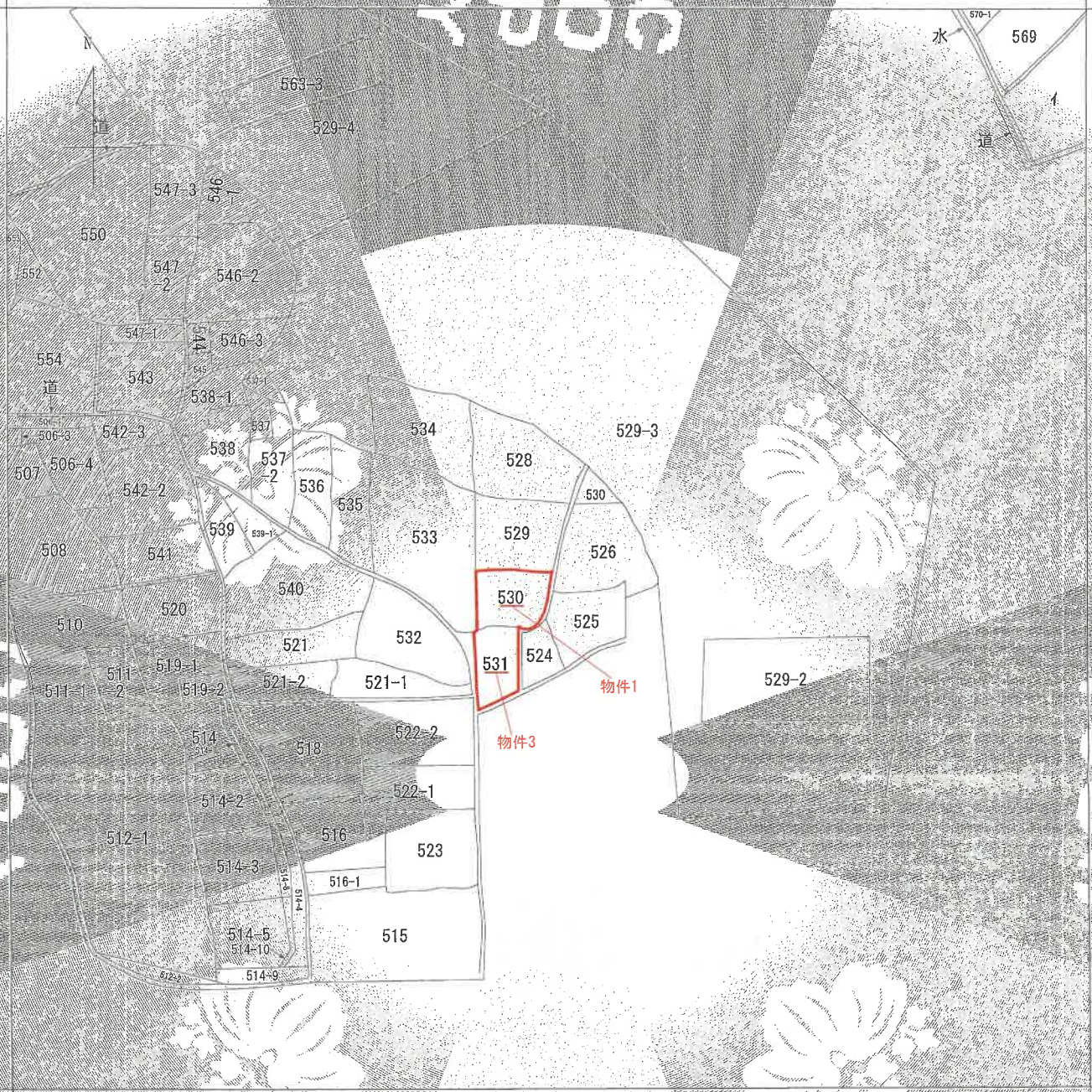
地価公示標準地

対象不動産

JR野里駅

姫路市役所『白地図』
S=1:25,000

1 557・558・559・560合 併 514-7



(注) 地区に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

北平野4丁目

1 北平野4丁目

請求部	所在	姫路市北平野四丁目				地番	530番			
出方	縮尺不明	精度	区分	座標	番号又は記号	分類	地区に準ずる図面			
作成年月日						備付年月日(原図)	補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方方法務局姫路支局管轄)

令和8年3月19日

福岡法務局

登記官

A3版をA4版に縮小

登記年月日：平成4年2月10日

これは図面に記載されている内容を証明する書類である。
(神戸地方支務局 姫路支局管轄)

令和8年3月19日 姫路支務局

各階平面図

家屋番号 530

165646

建物平面図

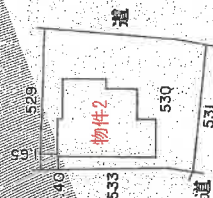
建物の所在 姫路市北平野四丁目530の番地

1階 2階

使
 $3.64 \times 0.46 = 1.6744$
 $7.28 \times 4.09 = 29.7752$
 $6.37 \times 3.18 = 20.2566$
 $3.64 \times 1.82 = 6.6248$
合 計 58.3310

床 面 積
 $7.28 \times 3.64 = 26.4902$
 $6.37 \times 3.64 = 23.1868$
 $2.73 \times 0.91 = 2.4843$
合 計 52.1703

1階 58.33 m²
2階 52.17 m²

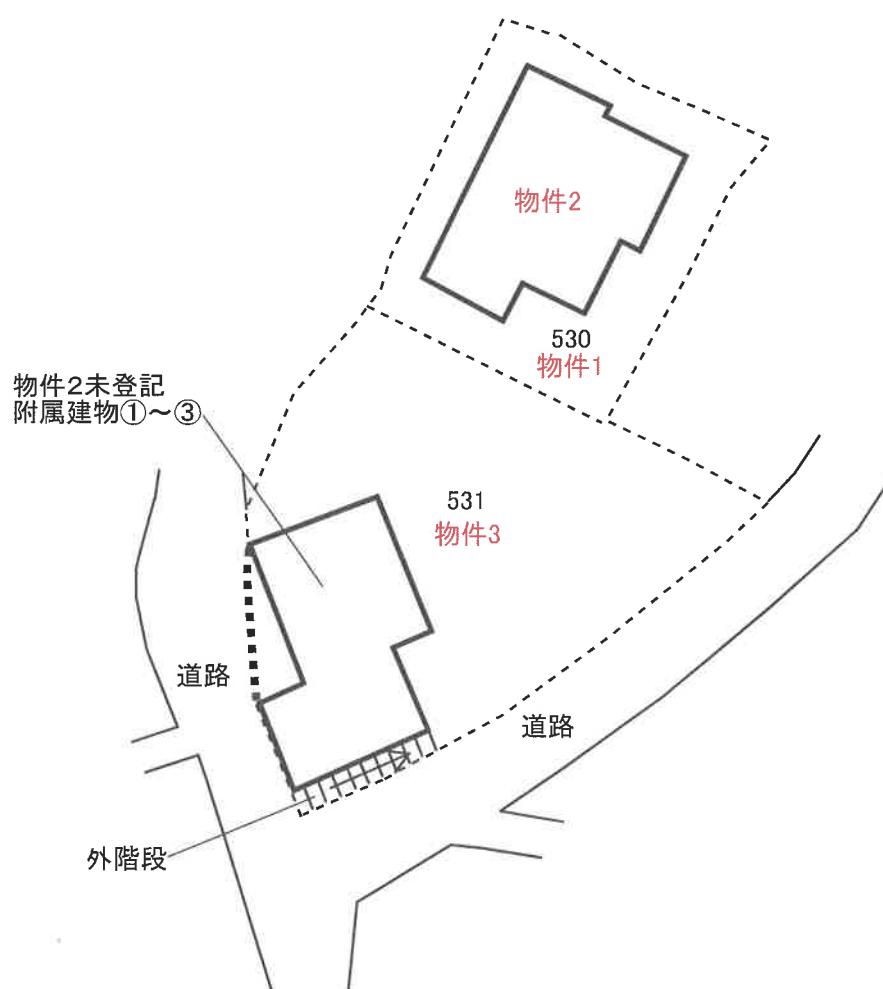


作製者

縮尺 1/250

申請人

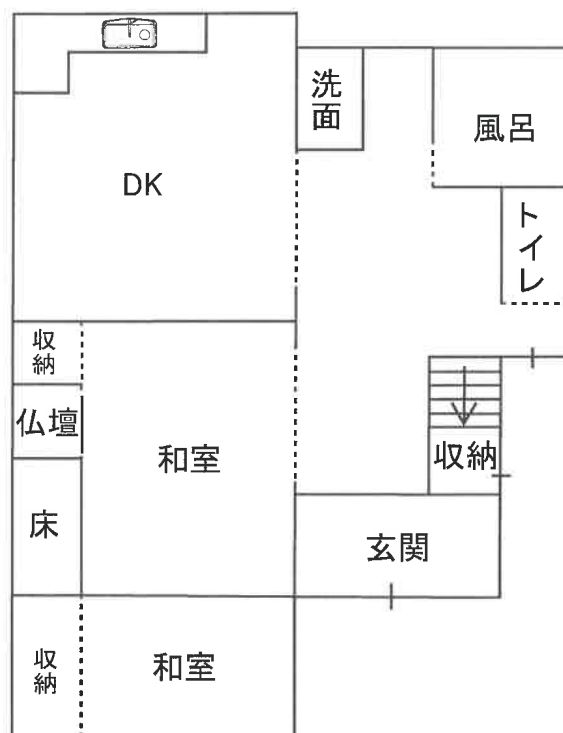
縮尺 1/500



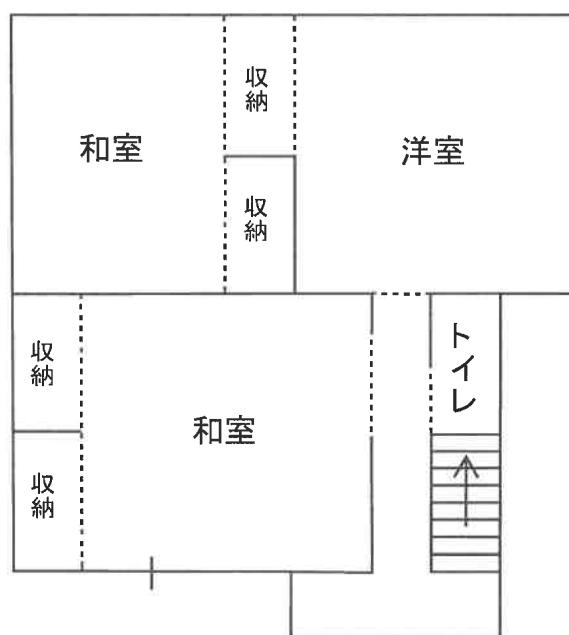
建物間取図

【物件2 主要建物】

(1F)



(2F)



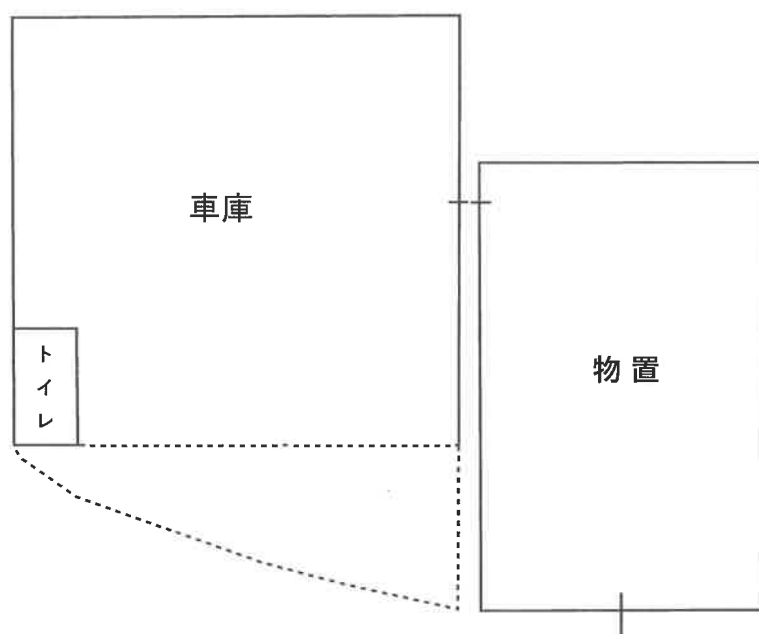
建物間取図

【物件2未登記附属建物①】



【物件2未登記附属建物③】

【物件2未登記附属建物②】



現況写真

物件2未登記附属建物①～③

物件2



物件2



物件2未登記附属建物①～③

